

# 「視覚障害者マラソン＆ウォーキング練習会・阿波と共に走る会」規約

## 第1条（名称）

この会の名称は、「視覚障害者マラソン＆ウォーキング練習会・阿波と共に走る会」（以下、「本会」という）とする。  
本会の略称は、「あわとも会」もしくは「あわとも」とする。

## 第2条（所在地）

本会の所在地は、会長の居住する住所地をもってその所在地とする。

## 第3条（目的）

本会は、一人で走ることに支障のある視覚障害ランナー＆ウォーカーのランニング＆ウォーキングライフを支援するとともに、会員相互の親睦、交流を図ることを目的とする。

## 第4条（活動内容）

本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①視覚障害ランナー＆ウォーカーの日常練習やレースにおける伴走＆伴歩とこれらに関する支援活動。
- ②伴走＆伴歩ボランティアの育成に関すること。
- ③視覚障害ランナー＆ウォーカーの拡大に関すること。
- ④会員の親睦、交流に関すること。
- ⑤類似団体との交流に関すること。
- ⑥その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第5条（会員）

1. 本会への加入は、下記の要件を満たす者で会長が承認した者とする。

- ①第3条に定める目的及び本会規約に賛同し入会を希望する者。

※伴走＆伴歩ボランティアはボランティア活動保険の加入を必須とする。

視覚障害ランナー＆ウォーカーは傷害保険（スポーツ安全保険等）に加入することが望ましい。

## 第6条（脱退及び脱退命令）

1. 会員が本会から退会を希望する場合は、会長又は副会長へ脱退の意思を伝えることにより、いつでも、任意に脱退することができる。
2. 下記のいずれかに該当する場合、役員会の判断に基づき会長は、該当する会員に対し、強制的に脱退を命ずることができる。
  - ①本会規約、内部規定に違反した者。
  - ②本会会員に対する宗教や商品等の執拗な勧誘行為等、迷惑行為を行った者。
  - ③反社会的行為、犯罪、マナーに違反する行為等、公序良俗に違反する行動を行った者。
  - ④正当な理由なく長期間連絡不能になった者。
  - ⑤その他本会の運営目的、設立背景に照らし、本会の会員であることが望ましくないと判断される者。

## 第7条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。役員は総会で選出する。任期は、1年とし、再任を妨げない。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名
- ③監査役 1名

2. 各役員の職務は次のとおりとする。

- ①会長は、本会を会長として会を総括し、会議を招集し議長を決める。

会長は、意思決定を要するときは、副会長、監査役及び会員の意見を聞くように努めなければならない。

- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代行する。

- ③監査役は、本会の活動および資産の状況を監査する。

## 第8条（会議）

1. 本会に次の会議を置く。
  - ①本会の会議は会員で構成する総会と役員で構成する役員会とする。
  - ②総会は最高の議決機関で、定期総会を毎年一回開催する。ただし、会長または会員の3分の1が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
  - ③役員会は総会に次ぐ議決機関とする。
  - ④総会および役員会は会長が招集し、議長は会長が行う。
2. 各会議の議事については、次に事項を記載した議事録を作成する。
  - ①日時及び場所
  - ②構成員総数および出席者数
  - ③審議事項
  - ④議事の経過概要及び議決の結果

## 第9条（議決）

1. 総会は、次のことを議決する。
  - ①事業報告、決算、事業計画、予算の決議および承認に関する事。
  - ②役員の選任に関する事。
  - ③会則の改正に関する事。
  - ④その他、会の運営に重大な影響を及ぼす事。
2. 役員会は、次のことを議決する。
  - ①総会に提案する事項に関する事。
  - ②その他の会の運営に必要な事項に関する事。
3. 各会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第10条（会費）

1. 年会費及び入会費はこれを徴収しない。  
但し、会員間の親睦を深める目的として、役員から使途を明示し、臨時に任意での費用の負担を求めることがない。  
また、各活動時においては参加者全員による「実費等分負担」を原則とする。

## 第11条（資産）

1. 本会の資産は次に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。
  - ①寄付金品
  - ②その他の収入

## 第12条（事業報告書及び決算）

1. 会長は、毎活動年度終了後、速やかに活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第13条（活動年度）

1. 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、会計年度も同様とする。

## 第14条（免責事項）

1. 本会活動中（移動中を含む）において生じた事故、遭難その他一切の事故については、各自の自己責任とし、本会及び会長、副会長、監査役、企画におけるリーダー等はいかなる責任も負わないものとする。

## 第15条（本会規約の改定）

1. 本会規約は、総会において出席者の承認を得て改定するものとする。

## 附則

本会規約は本会の創立年月日である「2016年7月10日」より施行する。